公立大学法人島根県立大学と島根県国民健康保険団体連合会との包括的連携に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、公立大学法人島根県立大学(以下「県立大学」という。)と島根県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)が包括的な連携のもと、島根県の保健・医療・福祉分野における人材育成と地域社会の健康増進に寄与することを目的とする。

(連携・協力)

- 第2条 県立大学と国保連は、次の事項について連携・協力する。
 - (1) 保健・医療・福祉等の情報の調査、分析に関すること。
 - (2) 保健・医療・福祉等の情報を活用した保健・医療・福祉サービスの質の向上や 地域連携等の保健事業の充実に関する取組の検討及び実施に関すること。
 - (3) 人的資源・知的資源・物的資源の活用に関すること。
 - (4) 人材育成及び学術の発展に関すること。
 - (5) 学生の交流に関すること。
 - (6) その他前条の目的に資すること。

(協議)

第3条 本協定の実施に関し、連携・協力の細目等の具体的な事項については、両者協議のうえ 定めるものとする。

(有効期間)

- 第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに、県立大学と国保連のいずれからも改定の申し入れがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。
- 2 県立大学と国保連は、本協定の有効期間中であっても、両者協議のうえ本協定書を改定する ことができる。

本協定締結の証として本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 30 年 3 月 14 日

公立大学法人島根県立大学

島根県国民健康保険団体連合会

理事長 清原 正義

理事長 速水 雄一